

岡谷市低入札価格調査事務処理要領（平成13年岡谷市告示第141号）新旧対照表

| 現行 | | 改正後 | |
|---|---|--|---|
| <p>○岡谷市低入札価格調査事務処理要領</p> <p style="text-align: right;">平成13年12月28日 告示第141号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（工事の失格基準の設定）</p> <p>第3条の2 対象工事のうち、予定価格の<u>10分の7.7</u>以下（千円未満切り捨て）で調査基準価格を下回る価格の入札者は、失格とする。</p> <p>第4条～第15条（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定</p> | | <p>○岡谷市低入札価格調査事務処理要領</p> <p style="text-align: right;">平成13年12月28日 告示第141号</p> <p>第1条～第3条（略）</p> <p>（工事の失格基準の設定）</p> <p>第3条の2 対象工事のうち、予定価格の<u>10分の8.95</u>以下（千円未満切り捨て）で調査基準価格を下回る価格の入札者は、失格とする。</p> <p>第4条～第15条（略）</p> <p>別表（第3条関係）</p> <p>工事請負契約に係る低入札価格調査基準の算定</p> | |
| 区分 | 算定方法 | 区分 | 算定方法 |
| 1 | <p>予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（千円未満切り捨て）に、100分の110を乗じて得た額。ただし、その割合が<u>10分の9</u>を超える場合にあつては<u>10分の9</u>（千円未満切り捨て）と、<u>10分の7</u>に満たない場合にあつては<u>10分の7</u>（千円未満切り上げ）とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> | 1 | <p>予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計（千円未満切り捨て）に、100分の110を乗じて得た額。ただし、その割合が<u>10分の9.2</u>を超える場合にあつては<u>10分の9.2</u>（千円未満切り捨て）と、<u>10分の7.5</u>に満たない場合にあつては<u>10分の7.5</u>（千円未満切り上げ）とする。</p> <p>(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額</p> <p>(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額</p> |

| | | | |
|---|--|---|--|
| | (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額 | | (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額 (4) 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額 |
| 2 | 特別なものについては、1にかかわらず契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で市長が定める割合を工事価格に乗じて得た額 | 2 | 特別なものについては、1にかかわらず契約ごとに10分の7.5から10分の9.2の範囲内で市長が定める割合を工事価格に乗じて得た額 |